郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年５月２９日
経済産業省
商務・サービスグループ
商取引・消費経済政策課

「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン（案）」について、令和８年３月１３日（金）から令和８年４月１１日（土）まで意見公募手続を実施した結果、２件の御意見が提出されました。

提出された御意見及びそれに対する考え方は以下のとおりです。

項番	提出された御意見	考え方
１	リスク管理に当たっては、通信の秘密に配慮すべき旨の記述を加えるべき。	本ガイドラインでは、郵便物受取サービス業がマネロン・テロ資金供与・拡散金融に利用されないためのリスク管理について示しておりますので、原案のままとさせていただきます。なお、一般論としては、郵便物受取サービス業においても、通信の秘密に配慮することは重要であると考えられます。
２	「対応が求められる事項」と「対応が期待される事項」の区分の不明確さについて 【該当箇所】 ガイドライン全体（特にII-2、III 各節） 【意見内容】 ガイドライン全体を通じて、「対応が求められる事項」（法的義務に近いもの）と「対応が期待される事項」（努力目標）の二段階が設けられているが、両者の法的位置づけおよび違反した場合の行政上の帰結が明示されていない。	「対応が求められる事項」や「対応が期待される事項」については、これらを充足していなければ直ちに報告徴収や是正命令等の行政対応が行われるものではなく、これらの行政対応は、犯罪収益移転防止法上の要件を満たす場合に行われるものとなっております。また、このことを明確にする趣旨で、「Ⅰ－３ 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応」の第２段落については、下記のように修正いたします。 ＜修正前＞ こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求めら

	【理由】 ・本ガイドラインに基づき、経済産業省は「報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応」を行い得るとされている（I-3）。しかし、「対応が求められる事項」を満たさなかった場合に行政措置の対象となるのか、どの程度の不備が措置の契機となるのかが示されていない。 ・小規模零細事業者が大宗を占める業種（経済産業省自身がI-1で認めている）において、この曖昧さは法令遵守上の予見可能性を著しく損なう。 ・行政手続法の観点からも、処分・指導の基準は可能な限り具体的かつ明示的であることが求められる。 【要望】 「対応が求められる事項」を遵守しない場合に、いかなる行政対応の対象となり得るかを明示すること。また、法的義務（犯収法等の既存法令）との対応関係を整理した対照表を補足資料として添付することを求める。	れる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応を行い、郵便物受取サービス業者の管理体制の改善を図る。 ＜修正後＞ こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に問題があると認められる場合には、犯収法の所定の要件を満たす限りにおいて、報告徴収・是正命令等の同法に基づく行政対応を行い、郵便物受取サービス業者の管理体制の改善を図る。
3	小規模事業者への過大な負担について 【該当箇所】 III-3（三つの防衛線）、III-4（グループベースの管理体制）、III-5（職員の確保・育成等） 【意見内容】 ガイドラインは「三つの防衛線（事業部門・管理部門・内部監査部門）」の体制構築、グループ管理体制の整備、専門人材の確保・育成等を求めているが、これらは相当規模の人員・予算を前提とした要求であり、個人または数名規模で運営される零細事業者には現実的に対応不可能な内容を含む。	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策においては、自らの規模・特性等を踏まえながら、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずることが求められております。規模が小さい又は取引範囲が限定的な郵便物受取サービス業者においては、そのような自らの規模・特性を踏まえながら体制整備をしていくことが重要であり、本ガイドラインの内容に機械的に従うことを求めるものではございません。

	【理由】 ・経済産業省はI-1において「小規模零細事業者が大宗を占める」と認識しているにもかかわらず、ガイドラインの要求水準は大企業や金融機関向けの国際標準（FATF勧告）をそのまま移植したものとなっている。 ・例えば内部監査部門（第3線）の設置は、従業員数名の事業者には構造的に不可能であり、「外部アウトソーシングも可」という注記のみでは不十分である。 ・規模・リスク水準に応じた段階的な要求水準が示されなければ、零細事業者は形式的なコンプライアンスを装うか、廃業に追い込まれるかの二択を迫られかねない。 【要望】 従業員数や取引規模等を基準とした段階的な対応水準（例：小規模事業者向け簡易版チェックリスト）を別紙等で明示すること。特に三つの防衛線については、小規模事業者が代替的手段により同等の効果を確保する方法を具体的に示すことを求める。	
4	行政裁量の範囲が広く、透明性・予見可能性に欠けることについて 【該当箇所】 I-3（本ガイドラインの位置付けと監督上の対応）、IV-1（経済産業省によるモニタリング） 【意見内容】 経済産業省が行うモニタリングおよび監督上の措置について、「必要に応じて」「適切に」等の不確定概念が繰り返し用いられており、どのような基準・手続で	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策においては、自らの規模・特性等を踏まえながら、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずることが求められております。そのため、一律の基準を示すことは困難と考えられます。 もっとも、報告徴収や是正命令は、犯罪収益移転防止法の所定の要件を充足する場合に行われるものとなっておりま

	行政措置が発動されるのかが不明確である。 【理由】 ・IV-1 では「リスクの高低に応じて資源を配分して実効的かつ効率的なモニタリングを行う」とされているが、リスクの評価基準・モニタリングの頻度・手法等の客観的指標が一切示されていない。 ・I-3 では「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応を行う」とされているが、「問題があると認められる場合」の判断基準が示されていない。 ・行政手続法に基づく処分基準・審査基準の公開義務の趣旨からも、行政裁量の範囲を可能な限り明確化することが求められる。 【要望】 モニタリングの実施基準（頻度・対象選定の考え方）および行政措置の発動基準を可能な限り具体化し、本ガイドラインまたは別途の通達・Q&A 等において公表することを求める。また、行政措置を行う前に事業者に弁明・改善の機会を与える手続きを明示することを求める。	す。このことを明確にする趣旨で、項番２に記載のとおり修正しております。

※このほか、本件意見募集とは直接関係のない御意見（６件）を承っておりますが、当該意見に対する経済産業省の考えはお示しいたしません。